

休眠預金等活用法 法律説明会（平成 29 年 2 月 27 日：大阪会場）に  
おける主な御質問・御意見等

- 様々なレベル・セクターから広く関係者の意見を聴いてほしい。
- 休眠預金等活用審議会の委員が 10 名以内とのことだが、全国には様々な社会的課題があり、それをすべて把握するのは難しいのではないか。
- 休眠預金等交付金に係る資金の活用額及び一案件当たりの規模はどのくらいか。
- 扱う額が大きく、成果が求められるので、受ける側の体制づくりも重要。時間をかけて制度設計がなされるべき。
- 先駆的な取組を休眠預金等交付金に係る資金で行う場合、どのように成果を評価したらよいか。成果の報告の基準はあるのか。
- 従来から行っている公益に資することを目的とした活動も支援対象としてほしい。
- 資金分配団体の選定基準・方法はどのようなのか。
- 休眠預金等交付金は、資金分配団体や現場の団体の人件費や設備関係にも使えるのか。
- 法律第 16 条第 2 項<sup>※</sup>はどのような意味か。

※民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律  
（休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念）

第十六条 （略）

2 休眠預金等交付金に係る資金は、民間公益活動の自立した担い手の育成に資するとともに、金融機関、政府関係金融機関等が行う金融、民間の団体による助成、貸付け又は出資（以下「助成等」という。）等を補完するための資金の供給を行うことにより、民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進に資するよう活用されるものとする。

3～5 （略）